

愛媛大学新型コロナウイルス感染症に対するBCP

令和4年6月23日

ステージ	ステージ判断の参考とする事項 ^{*1}	学生の入構に関する方針 ^{*2}	学生のサークル活動の実施方針	授業の実施方針	研究活動の実施方針 ^{*3}	業務遂行方針 ^{*4}	会議実施方針
警戒レベル4 (レッド)		原則として入構を禁止する。ただし、危機対策本部長(学長)に許可を得た授業、研究、サークル活動、一時的な各種手続き等については、感染防御対策を徹底し、入構することができる。	オンライン活動を除く全ての学生団体・サークル等の活動を禁止するが、危機対策本部長(学長)が許可した活動に限り、感染防御対策を徹底した上で実施することができる。 合宿等宿泊を伴う活動及び特別指定地域、指定地域での活動は、特別な事情があり、危機対策本部長(学長)が許可したものに限り実施できる。	遠隔授業のみ実施する。ただし、申請により危機対策本部長(学長)が許可した場合に限り、感染防御対策を徹底し、対面授業を実施することができる。	危機対策本部長が許可した場合に限り、感染防御対策を徹底し、学内施設(実験室・ゼミ室・共同利用施設等)を利用して研究することができる。	危機対策本部長が特に必要と認めた下記の者に限り出勤可とする。 ①資産維持・管理のために必要な教職員 ②その他危機対策本部長が特に必要と認めた教職員	遠隔会議又はメール会議のみ実施する。
警戒レベル3 (オレンジ)	・緊急事態宣言の特定警戒都道府県の指定 ・愛媛県の警戒レベル ・愛媛大学内での感染状況	不要不急の入構は禁止する。ただし、対面授業の受講、所属長に許可を得た研究、図書館や総合健康センター、食堂、売店の利用等については、感染防御対策を徹底し、入構することができる。	オンライン活動を除く全ての学生団体・サークル等の活動を禁止するが、教育担当理事が許可した活動に限り、感染防御対策を徹底した上で実施することができる。 合宿等宿泊を伴う活動及び特別指定地域、指定地域での活動は、特別な事情があり、教育担当理事が許可したものに限り実施できる。	原則、遠隔授業を実施するが、徹底した感染防御対策が取れる場合には危機対策本部長(学長)の許可のもと対面授業を実施することができる。	申請により所属長(学部、研究科及び全学センター)が許可した場合に限り、感染防御対策を徹底し、学内施設を利用して研究することができる。	感染防御対策を徹底し、業務を精査して実施する。所属長の判断により、交代制勤務・テレワーク・時差出勤を積極的に活用する。	遠隔会議又はメール会議を基本とするが、危機対策本部長(学長)が認めた場合は、感染防御対策を徹底して対面で開催する。
警戒レベル2 (イエロー)		必要時以外の入構は控える。入構する場合には、感染防御対策を徹底する。	オンライン活動を除く全ての学生団体・サークル等の活動について、学生支援センターの指導の下、感染防御対策を徹底した上で実施することができる。 合宿等宿泊を伴う活動及び特別指定地域、指定地域での活動は、学生支援センター長の許可したものに限り実施できる。	遠隔授業と対面授業を併用する。 対面授業は、所属長の許可のもと、感染防御対策を徹底し、実施する。	所属長(学部、研究科及び全学センター)に届出て、感染防御対策を徹底し、学内施設を利用して研究することができる。	感染防御対策を徹底し、業務を精査して実施する。特別な事情がある場合には、所属長の判断により、交代制勤務・テレワーク・時差出勤可とする。	感染防御対策を徹底して対面会議を実施することができるが、遠隔会議又はメール会議を積極的に活用する。
警戒レベル1 (ライトイエロー)		感染防御対策を徹底し、入構することができる。	感染防御対策を徹底し、学生団体・サークル等の活動を実施することができる。 合宿等宿泊を伴う活動及び特別指定地域、指定地域での活動は、学生支援センター長の許可したものに限り実施できる。	感染防御対策を徹底し、対面授業を実施する。ただし、遠隔授業形式が効果的と所属長が判断する場合は、遠隔で授業を実施することができる。	感染防御対策を徹底して、研究活動を実施する。	感染防御対策を徹底し、業務を実施する。特別な事情がある場合には、所属長の判断により、交代制勤務・テレワーク・時差出勤可とする。	感染防御対策を徹底して対面会議を実施することができるが、遠隔会議又はメール会議を積極的に活用する。

(補足説明)

◎危機対策本部長が指示した場合はこの限りでない。

◎*1 ステージを動かす判断は、国や自治体、学内の状況を総合的に勘案して、危機対策本部会議で決定する。なお、感染状況に応じて、項目ごとにステージを変動する場合もある。

◎*2 入構禁止の場合でも、各種手続き、図書館、食堂、総合健康センターの利用等により一時的に入構することは認められる。

◎*3 学部学生の卒業論文等の作成のための研究活動や大学院学生の研究活動については、原則、「授業」ではなく、「研究活動」に含めるが、学部等がマニュアルで別に定める場合はこの限りではない。

また、医学系研究科の修士及び博士課程の学生は、原則、医学部附属病院が別に定めているBCPに従うものとする。

◎*4 医療関係者及び附属学校園の教職員については、適用範囲外。

◎県外移動に関する取扱い(行動指針)及び会食の取扱いは、以下アドレスにありますのであわせて確認してください。

(学生)特別指定地域等からの移動について <https://www.ehime-u.ac.jp/post-139847/>

(教職員)教職員の就業上の取扱いについて <https://www.ehime-u.ac.jp/post-129055/>